

岩倉市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例による新旧対照表

新	旧
(ポスターの作成に係る公費の支払) 第 7 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、当該選挙のポスター掲示場の数（以下「掲示場数」という。）に 5 4 1 円 3 1 銭で乗じて得た金額に <u>2 0 9 , 8 7 0 円</u>を加えた金額を掲示場数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（掲示場数以内であり、かつ、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対して支払う。	(ポスターの作成に係る公費の支払) 第 7 条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、当該選挙のポスター掲示場の数（以下「掲示場数」という。）に 5 4 1 円 3 1 銭で乗じて得た金額に <u>3 1 6 , 2 5 0 円</u>を加えた金額を掲示場数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（掲示場数以内であり、かつ、当該候補者からの申請に基づき委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、その者に対して支払う。